

令和4年10月31日

お客さま各位

大分信用金庫

当座勘定規定の改定のお知らせ

平素より、当金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、令和4年11月4日（金）の電子交換所への移行に伴い当座勘定規定を下記のとおり改定させていただきます。

改定後の新規定は、改定前よりお取り引きいただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承願います。

記

1. 改定日 令和4年11月4日（金）

2. 主な改定内容

- ・振出人等への支払済手形の受戻期限の設定および同期限経過後の取扱い規定の追加
- ・イメージファイルにより印鑑照合・手形用紙確認を行う旨の免責規定への追加
- ・全国銀行個人信用情報センターにおける不渡情報照会の取扱廃止に伴う個人信用情報センターへの登録規定の削除

3. 当座勘定規定（抜粋） ※下線部分が追加・変更・削除部分

7. 【手形、小切手の支払】

- (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のために呈示された場合には、当座勘定から支払います。
- (2) 前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること（その旨について書面の交付を求めることを含みます）があります。
- (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。

8. 【手形、小切手用紙】

- (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当金庫はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には直ちに当庫宛に連絡してください。
- (5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。
- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。
- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当庫所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当庫が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

17. 【印鑑照合等】

- (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があつても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 手形、小切手として使用された用紙（電磁的記録により当庫に画像として送信されるものを含みます）を、相当の注意をもって第8条の交付用紙であると認めて取扱いましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があつても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。
- (3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第1項と同様とします。

~~29. 【個人信用情報センターへの登録】~~ ※削除

以上